

(3) 利用者の健康状態の把握等

サーモカメラ、非接触型体温計の活用や体温等健康状態の申告等により、利用者の健康状態の把握に努め、発熱時等における利用の自粛を促す。

(4) 感染追跡調査を可能とするための措置の実施

感染者の施設の利用が明らかになった場合に備え、アプリケーションの活用や利用者の自己申告などにより、利用者への連絡手段の確保に努める。

(5) 施設職員の感染防止対策の実施

職員の健康状態の把握等に努めるとともに、マスクの着用や手洗いの励行等により感染予防対策を行う。

(6) 市内保健センターとの連携

感染者による施設の利用が明らかになった場合には、速やかに各区保健センターに連絡を取り、感染追跡調査の実施に協力するとともに、各施設内の消毒作業など必要な措置について助言を受けるものとする。

2 貸施設における使用責任者が講じるべき措置

施設管理者と協議したうえで、上記1 (1)～(6)に掲げられた措置を講ずるとともに、感染者による施設の利用が明らかになった場合には、施設管理者に速やかに連絡をするものとする。

3 利用者をお願いする事項

- (1) できるだけ人と人の距離を空け、近距離での会話や大声を出すこと、歌うことを避ける。
- (2) 手洗いやうがいを行き、できる限りマスクを着用するなど、ウイルスの飛沫・付着を予防する。
- (3) キャッシュレス決済導入施設については、積極的にキャッシュレス決済を利用する。
- (4) 発熱や咳、倦怠感などの体調不良時には施設の利用を自粛する。
- (5) 感染追跡調査を可能とするため、アプリケーションの使用や連絡先の申告など連絡手段の確保に協力する。
- (6) 感染者と接触した可能性がある場合には、保健センターの実施する感染追跡調査に協力する。